

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン(案)」に関する意見募集の結果について

令和6年2月19日
厚生労働省障害保健福祉部企画課
アルコール健康障害対策推進室

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン(案)」について、令和5年12月11日(月)から同年12月28日(木)まで御意見を募集したところ、計234件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、別添のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜集約等させていただいております。また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別添)「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン(案)」に関する御意見の概要と対応について

1. 「1 趣旨」

案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
<p>「お酒は嗜好品として国民の生活に深く浸透している一方で」について、酒類は、エチルアルコールという、酩酊を引き起こし、依存性を持つ薬物を含有する製品であるため、「嗜好品」という記載は適切ではなく、削除すべき。</p>	<p>「嗜好品として」の部分を削除するとともに「伝統と文化」を追記しました。</p>
<p>「お酒は嗜好品として国民の生活に深く浸透している一方で」について、お酒全般に関する公式文書の飲酒ガイドラインとして捉えると、アルコール健康障害対策基本法に記載されている文言を引用する方がよりの確であるため、「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与え、伝統と文化が生活に深く浸透している。」という文章に変更すべき。</p>	

2. 「4 飲酒量(純アルコール量)と健康に配慮した飲酒の仕方等について」

案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
<p>「世界保健機関(WHO)等では、飲酒量(純アルコール量)が少ないほど、飲酒によるリスクは少なくなるという報告もあり、飲酒量(純アルコール量)をできる限り少なくすることが重要です。」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界保健機関の方針を例示として国民に示す場合には、あいまいな文章ではなく正確に伝えるべきであるため、「世界保健機関(WHO)では、アルコールの有害な使用を低減するため、数値目標を立てた行動計画を示しています。」という文章に変更すべき。ま 	<p>4(2)の世界保健機関(WHO)等についての記載に関しては、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」や「アルコール有害使用の削減に関する目標なども含めた行動計画」について追記するとともに、御意見いただいた文章の一部を削除しました。「飲酒量(純アルコール量)が少ないほど、飲酒によるリスクは少なくなるという報告もあり、」の記載については、参考文献25のとおり、WHOにおいて報告されているのは事実であることから、原案のとおりとしました。</p>

<p>た、「飲酒量(純アルコール量)をできる限り少なくすることが重要です。」という文章は削除するべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お酒は、歴史的に見ても日本の文化・伝統、社会的行事で重要な役割を果たすとともに、ストレス緩和やコミュニケーションの手段としても有用なツールであると考えられるが、そのような効用は一切記載されていない。飲酒について、健康面のリスクという一面だけをもって断ずることは、飲酒が悪であるかのような社会風潮を醸成することとなり、回復途上にある日本経済や関係業界に大きな痛手となることが懸念されるため、当該記述の削除・修正をするべき。 	<p>なお、本ガイドラインは現時点の科学的知見に基づき作成したものです。その蓄積状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う旨の追記をしました。</p>
<p>飲酒量が男性20g・女性10g程度のいわゆるJカーブが否定され、飲酒量はできるだけ少ない方が、健康リスクが少なくなることが各種の研究等で明らかになっている。Jカーブや男性20g女性10gの目安は、「酒は百薬の長」など、少量の飲酒が健康に良いかのような誤解を与えうるものだった。飲酒量はできる限り少なくすべきことを、強調してほしい。</p>	
<p>「低リスク飲酒」の指標を明記する必要がある。「(2)飲酒量と健康リスク(3～4p)」に、国立高度専門医療研究センター6機関の連携による、疾患横断的エビデンスに基づく「健康寿命延伸のための提言(第一次)」の指標(飲む場合は、1日あたりの飲酒量は、男性でアルコール量に換算して約23g程度(日本酒なら1合程度)、女性はその半分に抑える。)を加えた上で、飲酒を勧めているわけではない旨の但し書きをつけてほしい。</p>	<p>WHOにおいては「飲酒は短期及び長期の健康影響があり、幅広い人々に当てはめることが可能な低リスク飲酒を定義するのは困難」(※)としており、現状ある最新の日本人の飲酒と疾病等に関するエビデンスにおいては、低リスク飲酒の明確な指標を示すことは困難と考えられるため、原案のとおりとしました。</p> <p>※https://www.who.int/health-topics/alcohol#tab=tab_2</p>

<p>生活習慣病のリスクを高める飲酒量について、あくまで健康日本21の目標との記述にし、飲む場合にはこれ以下にすればよいという指標ではない旨の但し書きをつけてほしい。</p>	<p>4(2)の「生活習慣病のリスクを高める飲酒量」に係る記載について、アルコール健康障害対策推進基本計画の第2期計画及び健康日本21(第三次)に記載されている内容に忠実に追記するとともに、飲酒する場合の許容量ではない旨の追記をしました。</p>
---	---

3. 「(別添) 飲酒量 (純アルコール量) について」

案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
<p>疾病別の発症リスクと飲酒量の表は、飲酒量の表記が週ベースでわかりにくい。週と日を併記し、疾病の順番も、量が少ない疾病から多い疾病に並べ替えて整理し、参考文献より前の本文内に入れて目立たせてほしい。</p>	<p>本ガイドラインでは、国民一人ひとりがアルコールのリスクを理解した上で、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切であることを周知することを目的としており、ご指摘の表については、個々人において飲酒量を決めるにあたっての参考として示しているため、掲載しております。また、参考値として日単位を追加し、参考文献より前の本文内に移動しました。</p>
<p>表(1)疾病別の発症リスクと飲酒量は、適度な飲酒量の手がかりにはならない。読み手自身に解釈を求めるような参考データであれば、公式文書として不適切であり、削除すべき。また、表(2)海外のガイドラインに記載のある飲酒量はその(注)にあるように、各国ごとにその位置づけが異なるものであるため、単純に比較することができないものが並べられており、読み手に混乱を与えるものであるため、公式文書として不適切であり、削除すべき。</p>	

4. その他

案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
<p>本文に、「当ガイドラインはいかなる量の飲酒も推奨するものではない。最も望ましいのは飲酒しないことである」という文言を入れてください。</p>	<p>御意見いただいた文言に関しては、1に「飲酒する習慣がない方等に対して無理に飲酒を勧めることは避けるべきであることにも留意してください。」と記載しており、また、本ガイドラインの主旨は、アルコールのリスクを理解した上で、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることを前提としたものであるため、原案のとおりとしました。</p>
<p>健康面だけでなく、酩酊が怒りや暴力を引き起こすことも強調すべき。</p>	<p>3(3)②に過度な飲酒による影響の行動面のリスクとして、「飲酒後に適切ではない行動をとることによって怪我や他人とのトラブル」の中で、暴力行為を例示で追記しました。</p>
<p>飲酒による機密書類や機密データの入ったPC/媒体の紛失事案が多いため、機密情報や個人情報等の重要情報を携行しての飲酒も留意すべきことを追記してほしい。</p>	<p>3(3)②に過度な飲酒による影響の行動面のリスクとして、ノートパソコンやUSBメモリ等の紛失について追記しました。</p>
<p>アルコール依存症の場合は、断酒が最も望ましいことを入れてほしい。</p>	<p>本ガイドラインが、基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に広く国民を対象としたものであるという趣旨を踏まえ、アルコール依存症に係る記載はその説明のみにとどめることとし、原案のままとしました。</p>